

令和3年2月22日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和3年2月22日（月）  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 審査事項  
議案第5号 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例の制定について
- 3 所管事務調査
  - (1) 老人休養ホームうなばら荘のあり方の検討結果について
  - (2) リサイクルプラザ再生工房の運営方法等の見直しについて
  - (3) 米子浄化場の長寿命化方針について
  - (4) 鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等の策定について
- 4 閉 会

~~~~~

出席者（8名）

委員長	今 城 雅 子	副委員長	幸 本 元
委員	国 頭 靖	委員	戸 田 隆 次
委員	岩 崎 康 朗	委員	足 田 法 行
委員	景 山 浩	委員	山 本 芳 昭

~~~~~

## 欠席者（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三 上 洋	事務局施設工事課長	本 池 将
事務局施設工事課長補佐	林 原 昭 夫	事務局施設工事課長補佐	高 橋 康 之

事務局環境資源課長 安野武男 事務局環境資源課ごみ処理広域化推進室長 遠藤史章
事務局環境資源課長補佐 加藤公教 事務局環境資源課担当課長補佐 三原剛

~~~~~

### 事務局の職員

書記長 針田智子 書記 堀尾周作

~~~~~

1 開 会

(午後2時30分)

○**今城委員長** それでは、これより民生環境常任委員会を開会いたします。

~~~~~

### 2 審 査 事 項

○**今城委員長** 日程2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託をされました議案1件について、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。では、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○**安野環境資源課長** はい、委員長。

○**今城委員長** 安野環境資源課長。

○**安野環境資源課長** それでは、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例の制定について御説明させていただきます。資料は議案概要の裏面を御覧いただきたいと思います。第5号、それから議案の5号を御覧いただきたいと思います。まず、制定理由でございますが、次期ごみ処理施設の用地選定におきましては、環境への影響や土地の法律上の規制など専門的な知見からの検討や評価を行うことが必要でありまして、また、客観性など確保することも重要でありますことから、学識経験者や行政機関の職員等で構成いたします用地選定委員会を設置して、その事務を推進したいと考えております。これに係ります条例の整備を図ろうとするものでございます。なお、本委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置するものでございます。次に、制定の内容でございますが、まず、第1条及び第2条に制定の趣旨及び委員会の設置、第3条及び第4条に委員会の所掌事務及び組織、第5条及び第6条に委員の守秘義務及び規則への委任についてそれぞれ規定しており

ます。なお、施行期日につきましては、令和3年4月1日とさせていただいております。簡単でございますが、説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ほかにないものと認め、討論を終結いたします。これより、本件について採決いたします。議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は、全て議了いたしました。

~~~~~

3 所管事務調査

○**今城委員長** 次に、日程3、所管事務調査を行います。調査項目は4件でございます。初めに、(1)老人休養ホームうなばら荘のあり方の検討結果についてを調査事項といたします。当局の説明を求めます。

○**本池施設工事課長** はい、委員長。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** それでは、老人休養ホームうなばら荘のあり方の検討結果について報告させていただきます。資料は1でございます。よろしく願いいたします。この検討結果につきましては、11月に報告させていただきました検討素案を基に、今回その結果報告とさせていただいております。再度整理いたしましたので、内容を説明させていただきます。また、素案から追加した箇所を中心に御説明させていただきます。ページをおはぐりいただきまして、目次を追加させていただいておりますのと、1ページ目でございますが、1としまして、検討に当たって、ということで、素案から項目を追加いたしまして、あり方を検討した経緯を記載いたしております。続きまして、2ページ目でございます。2番目に、うなばら荘の沿革などを素案から項目を追加して記載しております。また、3ページ目に、指定管理者納入金の推移、という表を付けております。続きまして、4ページ目でございます。4ページ目、うなばら荘の売上高と利用者の推移

ということで、これも素案から下の棒グラフを追加しております。また、5ページ目でございますが、5番目に、指定管理者の財務状況という表を、項目を追加いたしました。素案から追加しているものでございます。続きまして、6ページ目でございます。6ページ目は、構成市町村における高齢者福祉施策としての位置づけの変化、ということで、素案には項目の中に説明はしてはしておりましたが、この項目分けをいたしまして追加しております。説明文の内容につきましては素案のとおりでございます。次に、7ページ目でございますが、今後の財政負担の推計といたしまして、素案の内容からは説明を簡潔にさせていただいて記載しております。8ページ目でございます。素案からはサウンディング型市場調査の結果に説明文を加えまして説明をさせていただいております。続きまして、9ページ目でございますが、こちらは、素案では今後の方向性という案を3つにまとめてございましたが、こちら、結論という形でまとめておまして、9ページ目下の二重線で囲った枠に、結論という形で書かせていただいております。アンダーラインの部分でございますが、うなばら荘による老人休養ホームの運営と、また広域福祉センターの設置及び管理運営に関する共同処理事務といたしまして、令和3年度末をもってそれぞれ終了、廃止する、というまとめにしておまして、最後のところですが、令和3年度中に民間事業者への譲渡等に向けた事務を進めまして、令和4年度に譲渡等を行う、というふうな結論づけにしております。続きまして、10ページ目でございますが、10ページ目、11ページ目は、これは新たに追加しております。これまでのあり方の素案を、11月にこちらで御説明させていただいた後に、日吉津村議会また日吉津村の住民説明会で、それぞれの素案を説明させていただいております。大筋御理解をいただいた上で、今後の進め方といたしまして、この10番、民間事業者への譲渡に向けた事務の進め方と、それと11の事務スケジュール表をここにまとめております。スケジュール表の2のほうで説明をさせていただきますが、譲渡に向けた準備事務、上から2段目の大枠のところでございますが、こちらは土地の取扱いについて、現在、日吉津村さんとも協議を始めさせていただいております。5月をめどに公募の条件につきまして協議、決定後に、また議会のほうに御報告させていただきたいというふうに考えております。2番目の下の、3番目の規約改正の手続きといたしましては、各構成市町村の6月議会で議決をいただいた後に、鳥取県に許可の申請をする予定とさせていただいております。その後、その下の段でございますが、4の譲渡先の決定についての事務に関しましては、6月の公募の開始によりまして、うなばら荘条例の廃止とともに11月の議会で優先交渉権者の報告をさせていただくというふうに考えております。その後、財産の売払い議案の上程を、各構成市町村の議会では12月、また組合の議会では1月もしくは2月に予定をしておまして、その後、施設の譲渡を4月に予定させていただいております。続きまして、最後に付属資料でございますが、12ページ目に、うな

ばら荘のあり方の検討経過を2ページにまとめております。また、14ページには、老人休養ホームの設置運営要綱という形でまとめておきまして、最後に16ページに、日吉津村さんとの土地譲与契約書の写しを添付させていただいております。説明は簡単でございますが、以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ほかにないようですので、質疑を終了いたします。次に、(2) リサイクルプラザ再生工場の運営方法等の見直しについてを調査事項といたします。当局の説明を求めます。

○安野環境資源課長 委員長。

○今城委員長 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 それでは、説明させていただきます。リサイクルプラザ再生工場の運営方法等の見直しについてでございます。リサイクルプラザ再生工場のあり方の検討につきましては、昨年令和2年12月に開催されました組合議会決算審査特別委員会におきまして、当初目的とは乖離した状況での利用が増えており、今後の事業継続や住民周知について検討を行われたい、との要望を受けましたことから検討を行っておりましたが、このたび見直しの方針がまとまりましたので、御報告させていただくものでございます。まず、1の再生工場の事業でございますが、リサイクルプラザ条例第11条において、廃棄物の再生利用に係る便宜の供与に関するもののほか、御覧のような事業内容を規定しておきまして、この廃棄物の再生利用に係る便宜の供与に関する取組といたしまして、リサイクルプラザの再生工場の開設当初から、家電製品の修理を体験し、再利用を図る事業を開始しておるところでございます。次に、2の現在の事業内容でございますが、まず家電再生品の受け渡し、それから家電再生品の抽選による受け渡しなどを主な事業として行っておりますが、実施に当りましては、専任職員、これは会計年度任用短時間勤務職員でございますが、これを1名配置し、技術指導等は電器商業組合へ委託し、その事業を行っている状況でございます。これらの事業における利用状況でございますが、平成14年度以降、減少傾向が続いておりましたが、平成27年度を境に利用者、これは再生品の受取者の数でございますが、これが増加に転じまして、直近の令和元年度におきましても328人というふう増加している状況でございます。この増加分につきましては、当初は利用者がまず自ら修理を体験し、再利用を図る。すなわち、自分で修理した後に再生品を受け取るということを想定しておりましたが、現状は、修理体験なしに、ただ受け取るだけの事業に変化しておきまして、この再生品受取者の数が増えているということから、その対策等を検討し、このたび事業の見直しを行ったものでござい

ます。3の事業の見直し案についてでございますが、他団体の取組事例や費用対効果等を検証いたしまして、次のとおり事業内容の見直しを行い、実施要綱を制定した上で令和3年4月1日より、見直した事業を実施したいと考えております。まず、見直しの1点目といたしまして、修理体験の利用実績がないことから、他団体においてもまた実施されていないことなどから、修理体験は取りやめとすること。おはぐりいただきまして、2点目として、廃棄物の減量や、より多くの再利用を図る観点から、対象品目をこれまでの家電製品のみから、食器や陶器等も新たに取り扱うこととすること。3点目として、再生品の受け渡し方法について公平性を確保するため、全て抽選による引き渡しとすること。4点目の、職員体制及び委託業務の見直しにつきましましては、修理体験の利用実績がございませんので、費用対効果を検討の結果、専任職員1名を廃止するとともに、委託業務内容の見直しも行うことといたしております。これらの職員体制の見直しによりまして、恐れ入ります、参考資料を3ページ目につけておりますが、参考資料の一番下、(4)を御覧いただきたいと思いますが、事業費として、今年度令和2年度の事業費約300万円から、次年度令和3年度は約25万円として削減を図るものでございます。恐れ入ります、2ページ目に戻っていただきまして、4の住民周知についてでございますが、これまで御説明してまいりました今後の再生工房の事業の見直しについて、組合ホームページへの掲載や案内チラシの配布、そして構成市町村さんのほうにも御協力をいただきまして、各市町村のホームページや広報紙により積極的に周知を行ってまいりたいというふうに考えております。5番目の、事業見直しスケジュールでございますが、本日の定例会で、見直しに係る予算案の上程及び当常任委員会での御報告をさせていただきます。御了承が得られましたら、圏域住民の皆様への周知を経て、4月1日からの事業実施を考えております。6として参考資料、リサイクルプラザ条例の抜粋等を添付しておりますが、これの説明は割愛させていただきます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいと思います。よろしいでしょうか。ほかにないようですので、質疑を終了いたします。次に、(3)米子浄化場の長寿命化方針についてを調査事項といたします。当局の説明を求めます。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 それでは、米子浄化場の長寿命化方針について説明させていただきます。資料は3でございます。1番目を検討の経緯といたしまして、まとめでございます。本年度実施いたしました長寿命化検討業務でございますが、これは令和元年度の11月議会で、浄化場のあり方最終報告というところで説明させていただきました検討業務でございます。老朽化いたしました浄化場の建屋を含めました施設全体の劣化度調査や処理機能検査を行いまして、長寿命化の

改修方法をそれぞれ、汚泥最終処理センターへの全面更新、また基幹的設備の全面更新、また現状の定期整備を続けるという、この三つの大きな方法に分けまして検討をさせていただいたものでございます。この中で、令和3年度から実施いたします長寿命化の改修方法につきましては、経済性や有効利用性の面から検討いたしまして、括弧書きのアンダーラインの二つの案でございますが、循環型社会形成推進交付金を活用いたしまして機器を全面更新する基幹的設備改良の方法と、交付金を活用せずに個別の機器を更新いたします定期整備・定期補修に絞り込んでございます。この中で経済性を最も重視いたしまして、二つの案の事業を比較いたしますと、2ページ目裏面の経済性比較、この表でも取り上げてございます。そちらを御覧ください。この一番下の経済性比較表の左側でございますが、令和3年度から事業実施の場合、令和3年から14年の12年間でございますが、市町村負担金の実質の市町村負担額で、基幹的設備改良ほうが約2,000万円安価というふうな計算結果になっております。申し訳ございません、1ページ目に戻っていただきまして、上から三つ目の黒丸でございますが、米子浄化場は米子市下水道施設との統合を予定しておりますので、改修後のし尿処理施設としての使用期間は約10年程度となることを踏まえますと、将来にわたり使用いたします下水道施設の整備に投資するほうが効果的であるということと、また、事業費に対します交付割合でございますが、こちらのほうも下水道施設の整備に投資するほうが財政面でも有利であるということ踏まえまして、下水道施設との早期統合に向けまして、改めて米子市下水道部と協議を行っております。それが2番目にまとめてございますが、下水道施設との統合時期につきまして、統合時期の確定については、令和3年度末になるという見込みでございました。そのため米子浄化場の長寿命化方針につきましては、この3番目にまとめてございますが、長寿命化改修事業の実施といたしましては、令和3年度からの事業実施は見送ることといたしまして、令和3年度の施設の維持管理につきましては、必要最小限の補修工事を実施することとしております。その次に、3番目に、経済性の比較といたしまして、3年度を見送りましたので、令和4年度からの長寿命化改修事業を実施する場合について、事業費の経済性比較をもう一度行っております。こちらが、申し訳ございません、また2ページ目の表でございますが、令和4年度から事業実施する場合、令和4年度から令和14年度までの11年間でございますが、一番下の段でございます。定期補修のほうが、約3,500万円安価という逆転した結果になってございます。この定期補修のメリットといたしまして、この上の表でございますが、参考といたしまして定期補修の概要を表にまとめてございます。下水道施設の統合時期に変更がありましても柔軟に対応が可能でありますことや、機器の状態によりまして補修内容の見直しが可能であるということと、機器の更新を必要最小限に抑えることによりまして、補修費の更なる低減が期待できるということから、総合的に判断いたしまして、2ページ目一番上

にあります。5番目に、長寿命化方針といたしましては、定期補修による改修方法というふうに結論づけさせていただいております。今後は下水道施設との早期統合に向けまして、下水道部との協議を継続いたしまして、また整備内容の精査を実施いたしまして事業を進めていきたいというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様への質疑、御意見を願います。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 今の説明で、下水の交付金が55%、よく理解するんだけど、3分の1と55%。ただね、これが一番基本が、要は米子浄化場にし尿を受けて、処理もせずにそのまま米子市下水道に合流させるのか、どこの部分を米子浄化場で処理をして、どこまで。で、そこから下水道に合流させるかっていう説明がないが。分からんが、そこ。だけん、処理フローがいわゆる受け入れ口であって、それで今の、あれは何ていうかいなあ、いろんな処理フローがあって、RO膜とかそういうのを使いませんよと。直接、中継、し尿を受けて、そのまま米子市の下水場に併せ処理していくので基幹改良はしませんよ、というのなら私は理解するのだけど。その辺のところちょっと説明してください。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 申し訳ございません。説明が不足しておりまして、大変失礼いたしました。ただいま、委員の御質問でございますが、令和元年度にですね、この米子浄化場の統合に合わせまして、下水道施設との統合の調査業務を行っておりまして、その中で、ある程度米子浄化場で前処理したものを、そのままの状態です。下水道施設で処理ができるのではないかと、というふうな結論にはなっておるところでございますが、最終的には下水道部との継続協議にはなるんですけども、下水道施設のほうでもある程度、設備の改修を考えておられるところもございませぬので、今後また協議の内容によりまして、米子浄化場からどの辺りで下水道部に接合するのが一番有意なところになるのか、というような協議をさせていただきまして、統合時期と併せて方式を決定いたしたいというふうに考えております。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 なぜかという、私も下水道さんともずっと協議しておいて、この内容をよく理解しておるんです。だから今言ったように、前処理の段階で前処理だけやって、後は末端の高度処理は全くしませんよ。高度処理の、今の大規模改修は全くもう入れずに、そのまま米子市下水道との直接アクセスしてしまいますよっていうのであれば分かるんだけど。その辺のところをね、図面にやっぱりき

ちっと、ある程度出されて、で、前処理の段階は西部広域でやりますよ。後処理の高度処理、膜脱処理とかそういう処理については一切やらずに、高度処理は下水道でやりますので、で、下水道に併せ処理するから、交付金の有利な55%制度を利用活用していきますよという流れであれば、私は理解するんです。あなたが今おっしゃったように、接続の部分がまだ決まっておられませんからというのであれば、まあ、そういうふうに理解するんですけど、やっぱり委員会にはそういうふうな、きちっと分かりやすいような図面を出さないと、どこまで処理フローって分かっているのでしょうかから、やっぱり今の予定を、この辺のところで接続をする可能性があるので末端処理の高度処理は西部広域ではやりません、という有利な効果が創出できるというような説明をしていただければ、私はありがたいなあというふうに思います。また機会があれば、そういうふうな図面を出されてください。はい、これは要望します。

○本池施設工事課長 ありがとうございます。

○今城委員長 ほかにありませんか。ほかにないようですので、質疑を終了いたします。次に、(4)鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等の策定について、を調査事項といたします。当局の説明を求めます。

○本池施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 それでは、続きまして説明をさせていただきます。資料は4-1でございます。鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画に基づきます個別施設計画等の策定について説明をさせていただきます。1番目でございますが、個別施設計画の策定、というふうにまとめてございます。こちら、先ほど米子浄化場の長寿命化の方針が定期整備による改修方法と決定いたしましたことから、個別施設計画はこの方針に合わせまして策定いたしましたものでございます。2番目に、個別施設計画における維持管理・更新等に係る対策方針、というふうにまとめてございますが、こちらは計画の本編のほうで御説明させていただきますので、資料は4-2を御覧いただきたいと思います。資料の4-2でございます。個別施設計画、供給処理施設、し尿処理施設というように書いてございます。こちらの1ページ目を御覧いただけますでしょうか。1番目、計画の位置付けといたしまして、先ほど説明したとおりでございます。2番目、計画期間でございますが、公共施設等総合管理計画の計画期間に合わせて、令和2年度から令和10年度までとしております。3番目に、対象施設でございますが、(1)基本情報、また(2)棟別情報、これは建築設備でございます。また(3)の処理設備の概要は記載のとおりでございます。2ページ目、4番目に、優先順位についての考え方、ということでまとめてございます。こちらは、今年度実施いたしました長寿命化検討業務での検討結果を踏まえまして、下水道施設との統

合までの期間に現有施設の定期補修を継続いたしまして、劣化や損傷が進行する前に適切な補修を行いまして、耐用年数を大きく超過した機器や劣化が激しい機器は、更新を実施することで施設の機能回復を図るというふうな考えでございます。5番目に、個別施設の状況といたしまして表に取りまとめてございます。1番目の建築設備の状況と、3ページ目、(2)でございますが、処理設備の状況、それぞれを劣化度合いに応じましてA～Dの評価分けをしてございます。前後して申し訳ございません。2ページ目でございますが、処理棟、また3ページ目の管理棟、それぞれ、屋根・屋上、また外壁がD評価となっております。また3ページ目、処理設備の状況でございますが、受入供給設備と汚泥処理設備の部分が、D判定というふうなことになってございます。4ページ目おはぐりいただきまして、運営上の課題といたしまして、劣化が進んでいる機器は早期の更新が必要でございますが、それぞれ①から③の内容で対策を考えているというものでまとめてございます。その中で3番目、下水道施設との統合を見据えまして、必要性を見極めた上で設備補修の計画を実施するというふうに記載しております。続きまして6番目に、それぞれの対策内容と概算費用をまとめてございます。計画期間であります令和2年から令和10年の間の計画期間内の概算費用の合計でございますが、14億2,200万円というふうな試算になってございます。5ページ目に、参考といたしまして、計画期間以降の対策内容と概算費用を、また、近年、過去5年におけます補修履歴を表にまとめてございます。7番目に、進捗管理といたしましては、今後の社会情勢の変化に応じまして、構成市町村と情報共有を図りながら、必要に応じて適宜見直すことというふうに考えております。参考といたしまして、次のページ以降に別紙1といたしまして、米子浄化場の処理フロー、それと別紙2に機器別管理総括表、それぞれの設備機器ごとに分けたものを添付いたしております。こちらの説明は割愛させていただきます。申し訳ありません。資料のほうは4-1の2ページ目に戻っていただきたいと思います。3番目に長寿命化総合計画の策定、というふうにまとめてございます。こちらは、今年度を実施いたしました長寿命化検討業務に対します循環型社会形成推進交付金の交付条件といたしまして、今年度内の廃棄物処理施設長寿命化総合計画の策定が環境省から求められております。この計画は施設の延命化に関する計画も必要でございますことから、今回策定しました個別施設計画に、この延命化計画を追加いたしまして、長寿命化総合計画として厚生労働省のほうに提出させていただく考えでございます。1ページ目に、申し訳ございませんが、体系のイメージ図を添付いたしております。長寿命化総合計画といたしましては、個別施設計画に延命化計画を追加したものという形でイメージ図を作成しております。申し訳ありません、2ページ目でございますが、この4番目に、延命化計画の策定をまとめてございます。この延命化計画でございますが、施設を更新する場合、建替える場合でございますが。これと、定期補修により延命化する場合について、延

命化の目標年度までの廃棄物処理のライフサイクルコスト、建設から解体までの廃棄まで含めましたトータルのライフサイクルコストを定量的に比較いたしますのでございます。米子浄化場は下水道施設との統合を予定しておりますので、延命化の目標年度は令和14年度とさせていただきます。令和3年度から令和14年度までの廃棄物処理LCC、ライフサイクルコストでございますが、これを比較いたしますのでございます。このライフサイクルコストを比較いたしました結果は、下の表でございます。施設の更新に比べまして、定期補修によります延命化は、ライフサイクルコストを約7.9億円低減できる結果となっております。この表につきましては、環境省から出ておりますが、廃棄物施設長寿命化総合計画作成の手引き、というものを利用いたしまして計算した結果でございます。検討の詳細につきましては、資料4-3にまとめてございますが、説明のほうは割愛させていただきます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑、御意見を願います。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 延命化は必ず図っていかねばならないと私は思うんですけど、これは私は理解するんですけど、今の4-2の4ページ。修繕計画を挙げておられるんですけども、総事業費もそこに出てますが、これ財源で、補助金はなかったですかいね。起債などはあつたかいね。その辺ちょっと分かれば。それで実質負担額はどれくらいなのか。その辺もちょっとお聞かせください。

○本池施設工事課長 はい。

○今城委員長 本池施設工事課長。

○本池施設工事課長 それでは、お答えさせていただきます。起債、補助金等に関しましては、こちらは定期経費でございますので、有利な起債ですとか補助金などはありませんでして、一般財源で対応させていただきたいというふうに考えております。

○戸田委員 何にもなしか。一般財源か。

○本池施設工事課長 申し上げたように、一般財源ということでございます。

○戸田委員 はい、理解しました。

○今城委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ほかにないので、質疑を終了いたします。

~~~~~

## 4 閉 会

○**今城委員長** これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

**(午後 3 時 0 8 分 閉会)**

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長            今 城   雅   子